



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 203号 2010.11.24 発行 社会政策研究所

障害者差別禁止法案を検討へ

NHK ニュース 2010年11月24日

政府の「障がい者制度改革推進会議」は、3年後の国会で、障害を理由とした差別の禁止と、被害を受けた場合の救済などを目的とした法律の制定を目指すとしており、有識者を中心とした専門の作業部会を設け、具体的な問題点の検討に入ることになりました。

政府は、ことし1月、障害者への支援策を障害者自身の視点から改める必要があるとして、障害がある人とその家族が委員の半数以上を占める「障がい者制度改革推進会議」を設け、今の障害者基本法の抜本的な見直しを進めています。そして、3年後、平成25年の国会で、障害を理由とした差別の禁止と、障害者がそうした被害を受けた場合の救済を目的とした法律の制定を目指すとして、「推進会議」のもとに大学教授や弁護士などが参加する専門の作業部会を設け、検討に入ることになりました。作業部会では、当面は2か月に1度の割合で会合を開き、諸外国の差別禁止法について、それぞれ、法律を制定するまでにどのような議論が行われたのかを調査したり、障害者差別に関する具体的な事例について、自治体や関係団体からヒアリングを行うなど、具体的な問題点の検討を進めることにしています。

発達障害者就労つまづき 学校でキャリア教育を 職場の理解も必要

読売新聞 2010年11月24日



年々相談が増えている県発達障害児者支援センター（福井市大手、織協ビルで）

発達障害のある人を支援する県発達障害児者支援センター（スクラム福井）への相談件数が年々増えている。昨年度は就労関係が急増し、前年度の37人から123人となった。就職活動がうまくいかなかったり、就職先でトラブルになって辞めたりしたケースが目立つという。発達障害者支援法が施行されて5年半。社会での障害に対する理解が十分に進んでいないという課題が見えてきた。就労を視野に入れた長期的な教育、具体的な支援策が求められている。（青木さやか）

発達障害とは、人と意思疎通がうまくできない自閉症やアスペルガー症候群、読み書きや計算の習得が困難な学習障害（LD）、衝動的に行動しがちな注意欠陥・多動性障害（ADHD）など、幼少期から現れる先天的な脳の障害と定義づけられている。

同支援センターによると、全体の相談件数は07年度1295件、08年度3962件、09年度4114件。このうち、就労の相談は、07年度が延べ62件で6人、08年度同216件で37人。09年度は、全体の約3割にあたる1294件、123人から相談を受け、就職・再就職に結びついたのは17人だったという。

職場の悩みは、「コピーを失敗した時にできる文字のゆがみに気づけない」「複数の仕事を任せられた時に優先順位を決めて段取りを立てることができず、パニックになる」「分か

らないことを他人に聞くことができない」などが多く、社会生活の基本的なところでつまづくケースが後を絶たない。

学校や家庭では周囲の理解があつて問題にはならなかったことが、いったん社会に出ると、「なまけている」「社会人としての自覚が足りない」などのレッテルを張られてしまう。

福田晋介・同支援センター長は「“つまづき”は訓練、反復練習で克服できることが多い。発達障害を理解する人が職場にたった一人でもいれば、就労の課題は乗り越えられる。しかし、不況による人員削減で労働に効率や速さ、即戦力が求められる時代。のんびりと見守ったり、指導したりできないのが現状」と話す。

そんな中、発達障害児の親らでつくる市民グループと企業が力を合わせることで、仕事を続けている事例がある。幼少期に発達障害と診断された福井市内の20歳代の男性。大学卒業後、県内で就職したが、電話の受け答えがうまくできず、外線の取り次ぎを任せてもらえなかった。目を見て相手と話せなかったり、人前で平気で鼻をかんだりして従業員との人間関係もうまく築けなかったという。職場の上司は、市民グループのメンバーに相談しながら、男性に職場での問題点を丁寧に説明。男性も、指摘されたことを書きだしながら振り返るといふ作業を繰り返し、一つずつ克服している。

学習塾やスポーツ教室を設立するなど、20年以上、発達障害児の支援活動に取り組む三橋美典・福井大教授は「小・中学校での発達障害に対する理解や支援態勢はずいぶん整った。しかし、就労を視野に入れた教育がなされていなかったのが実情で、就労時に突然、大きなつまづきを経験する人が多い」と指摘。「仕事の段取りや能率の良い進め方を学んでもらうなど、発達障害児向けのキャリア教育が必要」と話している。

福田センター長も問題点を踏まえ、発達障害者向けの職業訓練施設の充実 雇用側の理解の促進 障害の特徴を理解する産業医ら専門家の配置—などを、今後の課題として挙げる。

発達障害者支援法は第十条（就労支援）で、県に対して「適切な就労の機会の確保」、県と市町に「学校で就労のための準備」などを明確に規定している。法に従って、現状の課題に一つ一つ取り組んでほしい。

<県発達障害児者支援センター> 発達障害者支援法に基づき、2006年10月に設立された。敦賀、福井、大野各市に相談窓口を置き、スタッフ6人が、発達障害を持つ子どもの親からの教育に関する相談や、支援計画の策定、障害に対する啓発活動などの支援を行っている。

社説：介護保険素案 負担増は避けられない

毎日新聞 2010年11月24日

安心して老後を過ごすのに今の介護保険で十分だと思っている人はまづいないだろう。私たちの国ではお年寄りは家族が介護するものとされてきた。そうした常識が通用しなくなった今も介護保険は家族の介護負担を前提に組まれている。しかし、それも限界に近づいている。

要介護者の重度化は進み認知症は200万人とも言われているが、特別養護老人ホームや老人保健施設は満杯状態で、特に認知症の人は簡単には受け入れてくれない。有料老人ホームやグループホームも受け皿としては足りず、ほとんどは家族が疲弊しながら自宅で介護しているのが実情だ。100歳代の親を80代の子が介護している例も珍しくなくなった。親の介護のために仕事を辞めざるを得ない現役世代も多い。

精神科病棟には認知症のお年寄りが5万人以上も収容されている。精神障害者の「社会的入院」を解消しても、行き場のない認知症のお年寄りがその分病床を埋めているのだ。はたして長い人生の終着点が精神科病院でいいのだろうか。

12年度の介護保険改革に向けた意見書の素案が社会保障審議会介護保険部会に提示された。24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設、介護と看護など複数のサービスを組み合わせた複合型サービスの導入、グループホームへの家賃補助など、重度化して

も地域での暮らしを支援するサービスを拡充しようというのが特徴だ。家族を介護負担から解放し、住み慣れた地域でずっと暮らし続けたいと思っているお年寄りの願いをかなえるためには当然だ。

問題はやはり財源である。素案では基金の取り崩しのほか、高所得者の自己負担を現在の1割から2割へアップさせることも盛り込まれた。現役世代の負担増も検討されている。負担増にはとかく批判がわき起こるが、世界で最も高齢化が進んだ国で暮らしているのに、国民負担率は先進国で最低水準という現実を直視すべきだ。事業仕分けや予算の組み替えでは必要な財源が捻出(ねんしゅつ)できないことが分かった。低所得者に配慮するのは当然として、介護サービスを充実させるため負担増は避けられないだろう。

介護保険の総費用は10年で2倍に増えたが、介護が必要なのにサービスを利用していない人の方がはるかに多い。サービス基盤を拡充し、雇用を広げて人材を育成し、もっと使いやすく使う価値もある介護保険にしなくてはならない。負担に見合う介護が受けられれば国民の納得感も高まるだろう。保険料だけでなく消費税アップも真剣に考えるべきだ。これから高齢化の坂は最もきつくなる。早くしないと間に合わない。

担当大臣のおひざ元なのに...認定NPO法人、県内1団体

朝日新聞 2010年11月22日 福島

民主党の玄葉光一郎政調会長が国家戦略担当相と兼務する「新しい公共」担当相。行政中心の福祉や教育などの分野に、市民が参加する社会づくりを目指す。推進役として期待されるのが非営利活動(NPO)法人だ。が、国税庁が公共性を認め、優遇措置がある「認定NPO法人」は県内に1団体しかない。玄葉大臣のおひざ元に、新しい公共は育つのか。

県内にはNPO法人があふれている。その数556。福祉や教育、街づくり、スポーツ、災害救援など様々な社会貢献活動にたずさわる非営利組織だ。

これらの中で、国税庁が一定の基準で公益性を認めたNPO法人を「認定NPO法人」という。しかし県内で認定されたのは、NPOや市民団体の支援をする「ふくしまNPOネットワークセンター」(福島市置賜町)だけ。全国でも約4万と言われるNPO法人の中で、認定NPOは約180にすぎない。

認定NPOの最大のメリットは税制上の優遇措置だ。法人に寄付した個人や企業の寄付金分が損金扱いされ、寄付する人は納める税金が少なくてすむ。認定NPOは寄付金が集めやすくなり、より広範な活動につながられる。

認定NPOが増えない理由について、ふくしまNPOネットワークセンターの佐藤和子理事長は「認定基準の厳しさ」を挙げる。

認定基準は、法人の収入総額のうち3分の1以上を一般からの寄付が占めることを求めている。福島市のある障がい者支援NPOは今春、優遇措置を受けようと認定化を目指したが、壁にぶち当たった。収入の99%が国や県からの給付金だったからだ。

事業報告書や業務委託契約書など、申請の際に求められる膨大な提出書類が追い打ちをかけた。この団体の事務局長は「ほとんどのNPOは市や県など、行政からの給付金で運営している。寄付を3分の1以上集めるのは不可能。申請書類も限られた職員で準備するのは至難の業だ」と指摘する。

県内唯一の認定NPOとなった同センターも、認定を受けるのは簡単ではなかった。会計書類をそろえ、国税局の職員が5年分の書類をすべてチェック。予備審査も行い、認定まで2年を要した。「多くの労力と時間がかかり、疲れ果てました」と佐藤理事長は話す。

玄葉氏は10月に初めて開かれた新しい公共推進会議で「認定基準の問題も含め、しっかり答えを出したい」と発言した。政府としてNPO法人を「新しい公共の重要な担い手」に位置づけたうえで、法人の財政基盤強化にもつながる認定化に向け、申請書類の簡素化や収入総額に占める寄付割合の見直しなど、認定されやすい仕組みづくりを進めている。(斎藤健一

郎) 大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

